

IV. 変更届等の提出について

許可を受けた後、商号・名称、営業所所在地、役員、営業所技術者等に変更事項が生じた場合又は法第12条に該当することとなった場合には、別紙「変更等の届出事項と提出書類」のとおり変更届出書等を作成し、それぞれ定められた期限内に提出を行う必要があります。

また、事業年度終了後の決算報告（決算変更届）は、毎年度必ず届け出てください。

なお、提出部数及び提出先は許可申請書と同じです。

◇事業年度終了後の決算報告（決算変更届）

提出期限：4カ月以内

提出書類		
様式番号等	書類の名称	届出者の別
ガイドライン別紙8 第2号 第3号 第15号 第16号 第17号 第17号の2 第17号の3	変更届出書 工事経歴書 直前3年の各事業年度における工事施工金額 賃借対照表 損益計算書、完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書 注記表 附属明細表 ※ 事業報告書（任意様式：株式会社のみ） 事業税の納税証明書（納税証明書の省略申込詳細の添付がない場合のみ） 納税証明書の省略申込詳細〔手のひら県庁によりに入手〕	法人の場合
ガイドライン別紙8 第2号 第3号 第18号 第19号	変更届出書 工事経歴書 直前3年の各事業年度における工事施工金額 賃借対照表 損益計算書 事業税の納税証明書（納税証明書の省略申込詳細の添付がない場合のみ） 納税証明書の省略申込詳細〔手のひら県庁によりに入手〕	個人の場合
第4号 第7号の3 第11号	【変更があった場合のみ】 使用人数 健康保険等の加入状況（従業員数に変更があった場合に限る※） ※上記以外の変更の場合には、 <u>2週間以内の届出</u> が必要。 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 定款（法人のみ）	法人・個人
※資本の額が1億円超、又は最終の賃借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。）が作成の対象となっていますので、それ以外の方は添付不要です。 また、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。		